

# 公益社団法人香川県観光協会定款

平成 25 年 4 月 1 日移行認定  
平成 26 年 5 月 29 日変更  
平成 28 年 6 月 17 日変更  
令和 8 年 6 月 26 日変更

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人香川県観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、観光事業の振興をはかり、観光団体との連絡協調を行うとともに、国際観光の振興を促し、地方文化、産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県市町の観光行政の協力及び観光関係団体の相互連絡協調
- (2) 観光地の紹介宣伝及び国内外からの観光客の誘致
- (3) 旅行業法に基づく旅行業
- (4) 観光事業及び観光資源の調査研究
- (5) 観光関係印刷物の刊行
- (6) 内外客受入れのための観光に関する情報の収集、提供及び観光思想の普及
- (7) 観光関係従事者の人材確保及び資質の向上
- (8) 観光土産品の改善指導
- (9) 観光諸行事の実施
- (10) 観光地の美化等の環境整備
- (11) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する拠出
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### （法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- （1） 正会員 この法人の事業に賛同して入会した観光に係る法人、団体、公共団体及び個人
  - （2） 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する法人・団体及び個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### （会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

#### （経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員については、総会において別に定める額を支払うものとする。

#### （任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### （除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- （1） この定款その他の規則に違反したとき。
  - （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日より1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

2 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 事業報告（計画）及び収支決算（予算）
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目

的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が当たるものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他定款及び法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員及び顧問

### （役員の設置）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 14名以上21名以内
- （2）監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項以外に常務理事を2名置くことができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### （外部理事の選任）

第20条 理事のうち1名以上は、次の各号のいずれにも該当する外部理事とする。

- （1）この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でない者
- （2）就任前10年間に於いて、この法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなかった者
- （3）社員でない者
- （4）社員が法人である場合に於ては、当該法人の役員及び使用人でない者

2 外部理事は、法人のガバナンスの強化及び透明性の向上に資する者の中から選任するものとする。

### （外部監事の選任）

第21条 監事のうち1名以上は、次の各号のいずれにも該当する外部監事とする。

- （1）この法人又はその子法人の理事又は使用人でない者
- （2）就任前10年間に於いて、この法人又はその子法人の理事又は使用人でなかった者
- （3）社員でない者
- （4）社員が法人である場合に於ては、当該法人の役員及び使用人でない者

2 外部監事は、法人の業務執行に対する独立した監査機能を担う者として選任するものとする。

### （役員の選任）

第22条 理事及び監事（以下「理事等」という。）は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(顧問)

第22条の2 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の議決により選任し、総会において承認を得ることとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

6 顧問は、この法人の事業の執行に関し、必要な助言を行う。

7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

8 常務理事は、別に定める常務会を構成し、別に定める業務を行う。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事等は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事等は、無報酬とする。ただし、常勤の理事等に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事等には費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事及び顧問の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるもの

に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(常務会)

第34条 この法人に、常務会を置くことができる。

2 常務会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につ

いては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事等の名簿
- (3) 理事等の報酬の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及びこれに基づく法令の定めに従い、毎業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、その結果を前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第20号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、香川県において発行する四国新聞に掲載する方法による。

## 第10章 事務局その他

(事務局その他)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第45条 この定款で定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は梅原利之とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人香川県観光協会第1種会員及び第2種会員は正会員とみなす。

## 附 則

この定款は、平成26年5月29日から施行する。

この定款は、変更認定を受けた日から施行する。

この定款は、令和8年6月26日から施行する。